紫式部ゆかりのまち宇治ロゴマーク等使用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、紫式部ゆかりのまち宇治ロゴマーク及びロゴタイプ(以下、「ロゴマーク等」という。) の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマーク等は、次の各号に定めるところによる。

- (1)ロゴマーク(別記様式第1号)
- (2)ロゴタイプ(別記様式第2号)

(ロゴマーク等の使用目的)

第3条 ロゴマーク等の使用は、紫式部ゆかりのまち宇治の歴史・文化・観光の魅力を市内外へ発信し、市民の愛着及び誇りを高めるとともに、観光誘客につなげることを目的とする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第4条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、宇治市(以下「本市」という。)に属する。

(使用者)

第5条 何人も、第6条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 紫式部もしくは本市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が、法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、宗教、選挙活動に利用される恐れがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある 場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (7) 使用者(使用者が法人である場合にあっては、当該使用者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (8) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を

行う団体が使用する場合

- (9) 使用者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (10) その他、その使用が不適当であると宇治市長(以下「市長」という)が認める場合

(使用申請と承認)

第6条 使用を希望する者は、使用開始に先立ち「紫式部ゆかりのまち宇治ロゴマーク等使用承認申請書」(別記様式第3号)に必要事項を入力し、デザインの状況が分かるものを提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国及び他の地方公共団体及びこれに準ずる団体が本市の定めるデザインを変更せずに使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道、広報の目的上正当な範囲内で本市の定めるデザインを変更せず使用する場合
- (3) 報道機関以外(雑誌や機関誌などの発行社)で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認める場合
- (4) その他市長が特に認めた場合
- 2 市長は、前項により提出された申請等の内容の審査を行い、承認する場合は使用者にロゴマーク等を提供する。なお、市長は使用にあたり条件を付すことができる。
- 3 前項によるロゴマーク等の提供を受けた使用者は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークそのものを商品等として展開し、販売しないこと。
- (2) ロゴマーク等使用マニュアルに定められた色、形等に従ってロゴマーク等を正しく使用すること。
- (3) 商標、意匠等の登録出願等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。
- (4) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要項の規定に違反することがないよう 管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (5) 他者によるロゴマーク等の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (6) 使用者はロゴマークのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。
- (7) その他、各種法令等を遵守すること。

(完成品の提出)

第8条 使用者は、使用の承認に係る物品等の完成品を速やかに市長に提出しなければならない。

ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることが できる。

(使用承認期間)

第9条 ロゴマーク等の使用承認期間は、申請の承認日から令和7年3月31日までとする。ただし、本市は、ロゴマーク等の商標権の存続期間内で使用期間を延長することができるものとする。

2 使用承認期間の満了1月前までに別段の意思表示がない場合は、使用承認を使用期間の満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後この例による。但し本要項が改正された場合は、改正日の前日を使用期間の満了日とする。

(使用料)

第10条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第 11 条 使用者が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要項の規定に違反したときには、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求又は指示等によって使用者に損害が生じた場合においても、本市はその責任を一切負わない。

(使用状況の報告等)

第 12 条 ロゴマークを使用する場合は、年度ごとに「紫式部ゆかりのまち宇治ロゴマーク等使用状況報告書」(別記様式第4号)を作成し、当該期間の翌月末日までに市長に提出すること。

- 2 第9条第2項の規定により、使用期間が更新された場合は、「紫式部ゆかりのまち宇治ロゴマーク 等使用状況報告書」(別記様式第4号)を作成し、更新後の使用期間満了日から1か月以内に市 長に提出すること。
- 3 市長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況について報告を求め、又は調査することができる ものとする。
- 4 市長から前項の報告等の求めがあった場合は、使用者はこれに協力するものとする。

(情報の公開)

第 13 条 市長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点、及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第 14 条 本市は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとす

る。

- 2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により宇治市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償しなければならない。
- 4 使用者がロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(所管)

第15条 本要項に関する事務は、観光振興課が所管する。

(その他)

第 16 条 本市は、この要項を改正することができる。この場合、ロゴマーク等の使用条件その他使用 に関する事項は、改正後の要項が適用される。

2 この要項に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、令和5年11月10日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第6条関係)

別記様式第4号(第12条関係)





うじには物語がある